

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年6月17日 15時40分ごろ
発生場所	長崎県対馬市黒島東方沖 対馬黒島灯台から真方位091° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 19.1′ 東経129° 25.9′）
事故の概要	漁船 ^{かすが} 春日丸は、北東進中、また、プレジャーボートトマトは、船首を南西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年7月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 春日丸、9.1トン NS2-17211（漁船登録番号）、一般社団法人長崎県漁船リース協会 第290-51099号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート トマト、5トン未満（長さ6.60m） 290-48595長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場へ向かう目的で、約14ノットの対地速力で自動操舵により北東進した。 船長Aは、航行中、操舵室の椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを行うと、船首浮上により正船首から左右にそれぞれ約10°の死角が生じていたので、死角を補うように1.5Mレンジとしたレーダーで見張りを行いながら航行していたが、突然衝撃を感じ、機関を中立運転としたところ、船尾方にB船を認め、B船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、衝突前、レーダーで周囲に数隻の小型船の映像を認めたが、正船首方には他船の映像を認めておらず、B船の映像が船首輝線に重なり見落としたのかもしれないと本事故後に思った。 船長Aは、ふだん、船首浮上による死角を補うため、時々立ち上がって目視による見張りを行っていたが、本事故当時はレーダーで正船首方に他船の映像を認めなかったため、衝突の約15分前から椅子に

	<p>腰を掛けた状態で見張りを行っていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、パラシュート型シーアンカー^{*1}を投入して船首を南西方に向け、漂泊して釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、船尾甲板で椅子に腰を掛けて左舷方を向いて釣りを行っていたところ、船首方至近にB船に向けて接近するA船を認め、とっさに海に飛び込んだ直後、B船の船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、船長Aに救助された後、事故があったことを家族に携帯電話で連絡し、家族が海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、A船にえい航されて長崎県対馬市の港に入港し、同乗者は、対馬市内の病院に搬送され、左肩打撲傷等と診断された。</p> <p>船長Bは、釣りをしながら時々周囲の見張りを行っていたが、船首方は操舵室によって死角になっており、見張りをするには立ち上がり、船尾方及び左右方向の見張りに比べて見張りの回数が少なかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故時、自動膨張式の救命胴衣を着用しており、B船にレーダー反射器は設置されていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北東進中、船長Aが、レーダーの船首輝線がB船と重なり船首方に他船の映像を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南西方に向けて漂泊中、船長Bが船尾甲板で釣りをしながら、船尾方、左右方向及び操舵室によって死角となっていた船首方の見張りを行っていたものの、その回数が少なかったことから、船首方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が自動操舵で北東進中、B船が船首を南西方に向けて漂泊中、船長Aが、レーダーで船首方に他船の映像を認めなかったため前路に他船はいないものと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、船尾甲板で釣りをしながら、船尾方、左右方向及び操舵室によって死角となっていた船首方の見張りを行っていたものの、その回数が少なかったため、船首方から接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、小型船がレーダーに映りづらいことを考慮し、目視による見張りも併せて行うこと。 ・ 船長は、漂泊中であっても、常時、周囲の適切な見張りを行うと

^{*1}漂泊中、パラシュート形状の布を船から延出して海中に投入し、水の抵抗を生じさせ、風による圧流を減じるとともに船首の方向を安定させるアンカー。

	ともに、必要に応じて接近する他船を避けること。
--	-------------------------